三木町がんばろう事業者応援事業補助金 よくあるご質問 (FAQ)

令和3年6月29日

| 分類 | No. | 質問事項 | □答 |
|-----|-----|--|---|
| 手続 | 1 | 申請書はどこでもらえますか。 | 申請書類は町ホームページからダウンロードできます。また、 町役場内地域活性課・三木町商工会でも申請書類を入手可能で す。 |
| 手続 | 2 | 申請書を印刷ができない場合は郵送してもらうことは可能ですか。 | 郵便による申請書類の送付はいたしません。町役場内地域活性課・三木町商工会にて申請書類を入手してください。 |
| 手続 | 3 | 一度提出した申請書類は、返却してもらえますか。 | 返却しません。 |
| 手続 | 4 | 補助金を現金で受け取ることはできますか。 | できません。口座振込での支払いとなります。 |
| 手続 | 5 | 振込先に郵便局の口座を指定することはできますか。 | 可能です。 |
| 手続 | | 交付申請時に購入予定していた消耗品や備品等の種類に 変更が生じた場合、どのような手続きが必要となります か。 | 経費の変更が総事業費の1/3以内の増減で、かつ、補助金額の変 更が1/3以内の増減にかかわらず、購入する消耗品や備品等の種 類が変更となる場合は変更交付等申請書の提出が必要です。 |
| 手続 | | 事業着手後に補助金額が当初より増減額となることが分かった場合は、新規事業の追加での変更交付申請は可能か。 | 変更交付申請は、当初の目的達成のために必要な内容変更が生じた場合にのみ可能となります。 |
| 申請書 | 8 | 申請書に押印する印鑑は何を押せばいいですか。 | 法人:社印もしくは代表者印 個人:申請者の印(スタンプ印可) |
| 申請書 | 9 | 町内に事業所・店舗を有する法人又は個人事業主である ことは、どのような書類で確認しますか? | 法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の確定申告書の控え等の写しの提出により確認しますが、不明な場合はお問い合わせください。 |

| 申請書 | 10 | (最近開業したため)確定申告書がない場合、「町内に 事業所・店舗を有する法人又は個人事業主であることが 分かる書類」は何を提出すれば良いですか。 | 営業許可書等の写し、開業届又は直近の業務契約書や請求書を 提出してください。 |
|-----|----|--|--|
| 申請書 | 11 | 滞納がないことを証明するのには何が必要ですか? | 申請者における完納証明書(市町村税)が必要となります。 |
| 対象 | 12 | 「事業所・店舗」の定義を教えてください。 | 物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が単一の経営 主体のもとで、一定の場所(一区画)を占めて、従業者と設備 を有し、継続的に行われているものをいいます。 |
| 対象 | 13 | 「個人事業主」の定義を教えてください。 | 個人で事業(目的が営利又は非営利を問わない。)を営むものであって、税務署に開業届を提出し、かつ、事業の実態が確定申告書等で確認できるものをいいます。 |
| 対象 | 14 | 町内に複数の事業所・店舗があります。それぞれの事業 所・店舗で申請できますか。 | 事業所・店舗ごとに申請いただけます。 |
| 対象 | 15 | 同一の所在地(空間)で事業所・店舗を営む事業者が複 数いる場合は、それぞれにて申請可能か? | 1つの事業所・店舗としてみなされる場合は、1つの事業所・店舗として申請いただくこととなります。詳しくは、個別にお問い合わせください。現地を確認するなどで判断します。 |
| 対象 | 16 | (法人の場合) 町外に主たる事業所・店舗があり、支店等が町内にある 場合、対象になりますか。 | 対象になります。町内にある支店等に係る経費のみが補助対象経費となります。 |
| 対象 | 17 | (個人事業主の場合) 町内在住で町外に事業所・店舗がある場合、対象になり ますか。 | 対象になりません。町内に事業所・店舗を有する法人等が対象となります。 |
| 対象 | 18 | 自宅の居住部分の一部で事業を行っている場合は、申請 者になれますか? | 自宅等居住部分の一部で事業を行える環境が構築され、事業者の拠点である場合などは、個別にお問い合わせください。現地 を確認するなどで判断します。 |

| 対象 | 19 | 売上の減少がなければ、対象とならないのか? | この補助金は、売上の増減は関係ありません。 |
|----------------|----|--|--|
| 補助 対象 事業 | 20 | 消耗品としての取組事例にはどのようなものがあります か? | 【感染予防・防止のための事業】 アルコール消毒液、除菌スプレー、紙マスク、布マスク、石けん、ペーパータオル、防菌シート、ビニール手袋、うがい薬、トイレ衛生用品の購入 【売上向上や消費喚起、販路開拓に向けた事業】 販促品の調達、商品開発資材の購入、新商品開発にあたって必要な図書の購入、テイクアウト・デリバリー用の容器、食器の購入 |
| 補助 対象 事業 | 21 | 国や県等から補助金を受けた事業はどうなりますか。 | 国や県等から同様の事由による補助金等(以下「国等補助金」という。)の交付を受けようとする(又は受けた)事業については、事業に係る支出額から国等補助金を差し引いた額を補助対象経費としてください。 |
| 補助 対象 事業 | 22 | 換気・ウイルス対策機能付きエアコンは対象となります か。 | 対象となります。 (補助対象事業:感染予防・防止のための事業) |
| 補助 対象 事業 | 23 | これまで使っていたエアコンが古くなったので、同じ機能の新しいエアコンに買い替えることは対象となりますか。 | 単なる買い替えは補助対象外となります。 |
| 補助対象事業 | 24 | 販促(品)の1つとして金券(クオカード等)を配布する ことは、対象となりますか。 | 転売ができるようなものは、補助対象外となります。 |
| 補助 対象 事業 | 25 | 商品・(原)材料の仕入れに係る経費は対象となります か。 | 補助対象外となります。 |
| 補助 対象 事業 | 26 | アパート経営をしている場合、当該アパートの改築・修 繕・整備に係る経費は対象となりますか。 | 補助対象外となります。 |